

平成 27 年度第 3 回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成 28 年 1 月 26 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで			
開催場所	平塚市役所 本館 5 階 研修室			
出席者	委員	杉本会長、中込会長職務代理、石原委員、梶委員、高橋委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 建築指導課 渡邊課長、小澤課長代理、榎本主査		
	事務局	まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、加藤主任、道間主事		
	関係課	福祉部 中村部長 介護保険課 河野課長、高梨課長代理		
欠席者	委員			
開催形態	公開	一部公開	非公開	傍聴者 4 名
会議録署名委員	杉本会長、中込会長職務代理			
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局より委員過半数以上の出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>議案 1 建築基準法第 48 条第 1 項ただし書許可の同意について (1 件)</p> <p>特定行政庁から資料により案件の概要を説明。(議案 1)</p> <p>委員質疑 「公開による意見の聴取」を開催するにあたって、周知を行ったのはどの範囲なのか。また、利害関係人とは具体的にどういった人を指すのか。</p> <p>処分庁回答 利害関係人とは、当該地の周辺 50 m 以内の建築物及び土地の所有</p>			

者を指し、登記簿により把握した。事前に郵送にて通知を送付した。

委員質疑

資料内に周辺環境に対する配慮について書かれているが、これは計画立案者の案か、それとも処分庁で指導を行った結果か。

処分庁回答

当初は敷地全体について均等な緑地の計画であったが、隣地の状況を考慮し、東側の隣地側に緑地を多く配置するよう指導をした結果このような計画となった。

委員質疑

申請地内北側の駐輪場は従業員用なのか。

処分庁回答

従業員用である。

委員質疑

施設利用者から周辺の工場に対して苦情が出されることはないのか。

処分庁回答

周辺の施設については研究棟や、事務所であるため、大きな騒音や振動を発生させるようなものではないことから、そのようなことは考えづらい。

委員質疑

周辺の工場から当該事業について意見はなかったのか。

処分庁回答

利害関係人に対する「公開による意見の聴取」を行う前に個別に各工場等へ説明を行ったが、意見はなかった。

委員質疑

当該地に以前あった建築物は何階建てだったのか。周辺住宅地への日影に関する問題はないのか。

処分庁回答

以前建てられていた建築物の階数については確認が取れていない。日影については、当該地は工業地域であり、近接している第一種住居地域からも離れていることから、法的には問題ない。

委員質疑

隣接地に老人ホームの計画があるようだが、そちらも今回のような扱いになるのか。

処分庁回答

老人ホームは工業地域に建築可能な用途であるため、特別な許可は不要である。

委員質疑

今回許可を出したとして、その後に計画の内容を変更することは可能なのか。

処分庁回答

	<p>当該計画について許可を出すことから、計画の内容について変更をする場合には、軽微な変更でない限りは改めて許可申請をする必要がある。</p> <p>以上のほか質疑等がないため、委員全員が同意するとの議長のまとめ。</p> <p>議案 2 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可に係る包括同意 基準に基づく報告について (2 件)</p> <p>特定行政庁から資料により案件の概要を説明。(議案 2 -)</p> <p>次回建築審査会日程等 平成 28 年 3 月 15 日(火)午後 2 時から</p> <p>4 閉会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--